

1月の相談日です。
日々の生活の中で、誰かに相談したいと思っ
たり疑問に感じていることはありませんか。
そんなあなたからの声に応えるための各種無料相談窓口
を紹介します。
秘密は厳守されますので、ひとりで解決しようとせず、
まずは相談してみてもいいですか。



*市民相談センターは、市役所棟原庁舎北側の就業改善センター2階にあります。

一般相談
日常生活の中での困りごとや悩み、
分からないことなどの相談を受け
付けます。困ったらまずは相談を。
期日 月曜日～金曜日
時間 9:00～16:00
会場 市民相談センター
市民相談センター ☎0088

消費生活相談
契約トラブルや消費者金融、多重
債務、商品苦情など、消費や契約
に関する相談を受け付けます。
期日 月曜日～金曜日
時間 9:00～16:00
会場 市民相談センター
市民相談センター ☎0088

法律相談(先着8人)
相続や遺産分割、離婚、多重債務
や債務整理などの法律解釈や手続
き、人権に関する相談などを無料
で受け付けます。弁護士、行政相
談員、人権擁護委員が1回30分
で対応します。
相談時には、参考となる書類など
を持参してください。
相談を受けるには、当日電話予約
が必要です。
期日 1月6日(月)・15日(金)
時間 10:00～12:00
13:00～15:00
会場 市民相談センター
予約 8:30～
当日電話予約のみ
市民相談センター ☎0088

心配ごと相談
日常生活から起こる家庭問題や金
銭貸借などの紛争を解決。司法書
士と民生委員が対応します。
期日 1月8日(金)・22日(金)
時間 9:00～11:30
会場 市民相談センター
市民相談センター ☎0088

税の無料相談
税務・会計など税に関するあらゆる
相談に無料で応じます。
事前予約が必要となります。
期日 1月15日(金)
時間 13:30～15:30
会場 市民相談センター
東海税理士会島田支部 ☎0547-6567

行政相談
行政相談員が、行政に対する苦情
や要望などの相談を受け付けます。
期日 1月6日(月)・15日(金)
時間 10:00～12:00
会場 市民相談センター
市民相談センター ☎0088

介護相談
期日 月曜日～金曜日
*祝日を除く
時間 9:00～17:00
(水曜日は19時まで)
会場 棟原庁舎2階相談室
相良保健センター
高齢者福祉課 ☎0076

高齢者虐待予防相談
「高齢者に関する虐待かな」と思っ
たときの相談です。事前に問い合
わせをして、気軽に相談ください。
期日 1月17日(金)
時間 13:30～16:00
会場 相良保健センター
包括支援センターさくら ☎1900

巡回交通事故相談
県交通事故相談所の専門相談員が、
交通事故に関する相談に応じます。
事前予約が必要となります。
期日 1月9日(金)
時間 10:00～15:00
会場 市民相談センター
市民相談センター ☎0088

ひきこもり相談
ひきこもりの解決には、まず、ご
家族の理解が必要です。
期日 1月16日(金)
時間 10:00～16:00
会場 県藤枝総合庁舎 別館2階会議室
予約 前日までに予約
中部健康福祉センター福祉こども課 ☎64(64) 928



*職員や来庁者など、他人に会うことなく入ることができます



FOR THE PATIENTS

棟原総合病院に係る業務委託報酬請求事件の裁判経過と判決結果

みらいエフビーとの裁判
現在、棟原総合病院は、「特定医療法人沖繩徳洲会」による指定管理者制度により運営されています。
平成21年、指定管理者を決める過程で、医療コンサルティングの「みらいエフビー株式会社」と病院再建を目的とした病院指定管理候補先の紹介や契約手続などの助言に関する事項などを内容とするアドバイザリー契約を締結し、指定管理者の公募を進めてきました。この時点では応募していた医療法人はありませんでした。
その後、同社とのアドバイザリー契約を解除し、棟原総合病院組合(牧之原市・吉田町)・独自で努力し、沖繩徳洲会との指定管理に係る協定締結に至りました。
しかしながら、同社から業務委託報酬5000万円の請求が出されました。棟原総合病院組合では、公募不調という結果や公金から

支払われることなどを考え報酬は支払うべきではないと判断しましたが、業務委託報酬支払いに対する訴状が提出されたことで、業務委託報酬を支払うことについて、妥当性とその負担の割合について、司法の判断を伺う、という考えから裁判に臨むこととしました。
病院組合側の敗訴
静岡地方裁判所での判決は、「棟原総合病院組合は、業務委託報酬額の7割を負担しなさい」というものでした。判決理由は、棟原総合組合として納得できるものではなく、7割負担の根拠も明確ではないという考えから控訴しましたが、東京高等裁判所での判断も静岡地方裁判所の判断を支持するということでした。正当事を訴え、弁護士とも相談しながら進めてまいりましたが、残念な裁判の結果となりました。司法の判断

裁判に係る一連の経緯

時期	内容
平成21年6月1日	みらいエフビーとアドバイザリー契約を締結
7月30日	指定管理者の応募なし
9月24日	特定医療法人沖繩徳洲会と「棟原総合病院の再生に向けた覚書」を締結
22年1月13日	みらいエフビーとのアドバイザリー契約を解除
2月1日	特定医療法人沖繩徳洲会と棟原総合病院の指定管理に係る協定を締結
2月24日	みらいエフビーから業務委託報酬5,000万円の請求書が届く
3月1日	棟原総合病院に指定管理者制度を導入
4月8日	みらいエフビーから「訴状」が提出される
5月24日～24年11月19日	静岡地方裁判所での、口頭弁論および弁論準備期日(全18回)
25年1月31日	判決(静岡地方裁判所) 内容:業務委託報酬請求額の7割と年6%の遅延利息および裁判費用の7割を棟原総合病院組合が負担する。
2月14日	控訴状を提出
5月20日～6月6日	東京高等裁判所での口頭弁論(全2回)
8月22日	判決(東京高等裁判所) 内容:本件控訴を棄却する。(原審維持)
8月31日	棟原総合病院組合構成市町の議会議員合同説明会で判決結果を報告
9月6日	判決金(業務委託報酬額および遅延利息)44,506,767円を支払う。 裁判費用については、別途請求を受け支払い対応する。 *判決金の財源補填(補正予算対応)を牧之原市と吉田町にお願いする。 補正依頼額:45,000,000円 牧之原市負担額:30,800,250円 吉田町 負担額:14,199,750円

が示されたものであり、東京高等裁判所の判決結果を「やむを得ない」と判断し、判決結果を受け入れ、両市町の議会にも報告させていただきました。

今回の件は、病院の再建・存続をかけた懸命に取り組んだことの結果とはいえ、誠に厳しいものでした。今後はこれを糧に、病院の安定的な運営を図り、地

域医療の充実を目指していきますので、これまで同様、市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。
お問い合わせ 棟原総合病院 組合 ☎(22) 9510